

## 第3章 円滑かつ厳格な入国審査等の実施

我が国を訪れる大多数の問題のない外国人に対しては、円滑な入国審査の実施に努める一方で、不法就労等を企図する外国人に対しては、厳格な入国審査を実施し、その入国を確実に阻止する必要がある。訪日外国人を増加させるため、観光立国の実現に向けた各種の取組が推進される中で、観光客を装ったテロリスト等の入国を確実に水際で阻止することも重要であり、入国審査を行うに当たっては、円滑化と厳格化という一見相反する目標を両立させていく必要がある。

入国管理局においては、メリハリのきいた審査を実施することによってその双方を実現すべく、取り組んでいる。

### 第1節 観光立国実現に向けた取組

#### ① 審査待ち時間短縮のための取組

現在、我が国においては政府を挙げて観光立国の実現に向けた取組を進めているところであり、円滑な出入国審査を実施することにより国際協調と国際交流を増進し、観光立国実現に貢献することが求められている。

入国管理局においては、これまでも各空海港における上陸審査手続の円滑化に努めてきており、平成17年度からセカンダリ審査（二次的審査）を導入しているほか、18年度に千歳苫小牧出張所及び羽田空港出張所（当時）に、21年度に福岡入国管理局に、審査応援班を設置し、地方空港等への審査応援をより効率的に行うための体制をとっている。

また、混雑する審査場の停滞・混乱を防ぎ、限られた審査場のキャパシティを最大限効果的に使って一層円滑な入国審査を実現するため、審査ブースコンシェルジュを配置し、空いたブースへの誘導案内のほか、EDカードの確認・記載案内やバイオ端末の手順案内・補助などを行っている。

#### ② 自動化ゲート

事前に利用希望者登録を行った日本人及び再入国許可を受けていることなど一定の要件に該当する外国人は、自動化ゲートを利用することにより、一般の出入国審査ブースで入国審査官の審査を受けることなく出入国手続を受けることを可能とし、円滑かつ厳格な審査の一層の推進を図っている。具体的には、平成19年11月に成田空港に同ゲートを設置、続いて21年9月に中部空港及び関西空港に設置、22年10月には新たに羽田空港にも設置した。

なお、自動化ゲート利用希望者登録は、平成19年11月、東京入国管理局及び同局成田空港支局の2か所から開始し、21年9月には、名古屋入国管理局、同局中部空港支局、大阪入国管理局及び同局関西空港支局、22年10月には、東京入国管理局羽田空港支局へと拡大され、23年3月には、高松入国管理局においても開始した。



自動化ゲート

## 【トピックス－観光立国の推進－】

「強い経済」の実現に向けた戦略を示した「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）において、訪日外国人を2020年初めまでに2,500万人、将来的には3,000万人まで伸ばすとされているところであり、入国管理局においては、入国審査に要する時間の更なる短縮に向けて取り組んでいます。

## 第2節 水際対策の強化

国民の生命と安全を守るためには、観光客等を装ったテロリスト等の入国を確実に水際で阻止することが極めて重要であり、入国管理局においては、我が国に入国を試みるテロリスト等を確実に水際で排除するため、平成13年の米国同時多発テロ以降、継続して厳格な出入国審査等を実施している。

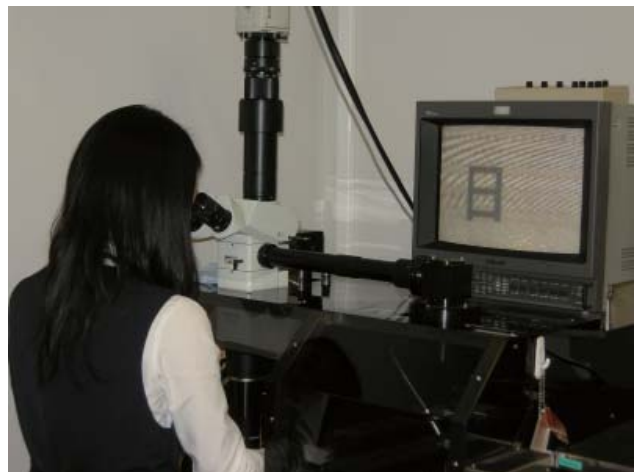
### ① 個人識別情報を活用した入国審査の実施

平成19年11月20日から、我が国に上陸しようとする外国人に対し、個人識別情報（指紋、顔写真）の提供を義務付けている。これにより、上陸申請者と旅券名義人との同一人性の確認及び入国管理局が保有する要注意人物リストとの照合をより正確かつ迅速に行うことが可能となったほか、過去に退去強制歴がありながら偽変造旅券や他人名義の旅券を利用して繰り返し不法入国しようとする者についても、入国管理局が保有する被退去強制者の指紋及び顔画像と照合することにより、確実に発見できるようになった。

他方、個人識別情報を活用した入国審査の実施以降、過去の退去強制歴が発覚するのを避けるため、自己の指紋を傷つけたり手術を受けるなど指紋を偽装して入国を試みたり、こうした手口により偽造旅券を行使して不法入国したと見られる事案が発生した。そのような偽装指紋事案については、入国管理局が退去強制手続を執るだけでなく、刑事処分を含め厳格に対処する必要があることから、警察等捜査機関へ告発・通報を行っているほか、このような事案に対応するため、機器の改修などにより偽装指紋の発見に努めている。



個人識別情報を活用した入国審査風景



偽変造文書対策

## ② ICPO紛失・盗難旅券情報の活用

「テロの未然防止に関する行動計画」（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）において、「今後速やかに講ずべきテロの未然防止対策」として、ICPO紛失・盗難旅券データベースを入国審査の際に活用するためのシステムを導入・運用することが決定されていたところ、平成21年8月、ICPO紛失・盗難旅券データベース検索システムを活用した審査を実施することとした。

## ③ APISを活用した出入国審査

入国管理局においては、テロリスト等が我が国に入国し、テロ行為を行うことを阻止するため、関係機関との連携を緊密にして、国際的なテロリスト等の動きや、それに関連する各種情報を収集し、上陸審査等の際に、これらの情報に基づいた要注意人物リストとの確実な照合により、テロリスト等の発見に努めている。

平成19年2月1日以降は、本邦に乗り入れるすべての船舶及び航空機から乗客等の身分事項等の事前提出が義務付けられているところ、同22年2月21日から、輸出入・港湾関連情報処理センターが運用する航空貨物通関情報処理システム経由で、空港に乗り入れる航空機の事前旅客情報等を受信することが可能となり、新たな空港貨物事前旅客情報システムの運用が開始されることとなった。

## 第3節 その他

### ① 上陸拒否の特例

従前は、上陸の申請をした外国人が入管法第5条第1項に規定された上陸拒否事由に該当する特定の事由がある場合、同法第7条第1項第4号に規定された上陸のための条件に適合しないことから、特別審理官による口頭審理、法務大臣に対する異議の申出の経路を経て上陸特別許可を受けなければ上陸を認められなかったが、平成21年に公布された改正入管法により上陸拒否の特例に関する規定が新設され、法務大臣が相当と認めるときは、これらの手続を経ずに入国審査官が上陸許可することにより上陸を認めることが可能となった（平成22年7月1日施行）。

本件の措置の対象となる上陸拒否事由については、1年以上の懲役若しくは禁錮又はこれらに相当する刑に処せられたことがある者（入管法第5条第1項第4号）、麻薬など薬物犯罪により刑に処せられたことがある者（同第5号）、売春関係の業務に従事したことがある者（同第7号）、上陸拒否期間中である者（同第9号及び第9号の2）であり、これらに該当している場合であっても、当該者が在留資格をもって在留している場合で、再入国許可を与えられた又は難民旅行証明書を交付されたときはその対象となる。また、当該者が在留資格認定証明書の交付又は旅券に日本国領事館等の査証を受けた場合も同様に対象となる。

### ② 乗員上陸許可を受けた者の乗員手帳等の携帯・提示義務

乗員上陸の許可を受けた外国人については、旅券又は乗員上陸許可書のいずれかを携帯及び提示する義務が課せられていたが、乗員上陸許可書には顔写真が貼付されていない（数次の乗員上陸許可書を除く。）ことから、当該許可書を所持する外国人が、乗員上陸の許可を受けた本人であるか否かを確認することができないという問題が生じたことにより、平成20年12月に取りまとめられた「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」において、水際対策の強化として「航空機及び船舶の乗員で、乗員上陸許可を受けて上陸している者の本人確認をよりの確に行うため、旅券又は乗員手帳の携帯の義務付け等について検討を進める」ことが決定された。これを踏まえ、乗員上陸許可書を所持する外国人が、

乗員上陸の許可を受けた者であるか否かを即時的に確認するため、平成21年7月に公布された改正入管法により、乗員上陸許可書に加えて、旅券又は乗員手帳の携帯及び提示義務が課されることとなった（平成22年1月1日施行）。

### ③ A P E Cへの対応

我が国が議長国となった2010年日本A P E Cに関し、入国管理局においては、本省及び各地方入国管理局に日本A P E C対策準備室を設置して体制を確立し、A P E C関係者に対する迅速な出入国手続を実施する一方で、テロリスト及び海外における反グローバリズム化団体等による日本国内での活動を排除するため、関係機関との緊密な連携を図りながら個人識別情報の活用による厳格な入国審査を徹底した。2010年日本A P E Cは、平成22年11月14日の首脳会議までの開催期間中、会議の円滑な遂行に対する目立った妨害行為もなく、円滑に終了した。